

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)支給事務(都内私立学校)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第18号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる就学支援金の支給事務を実施。当該支援金支給事務内の認定審査(住民税課税標準額等における要件確認)において特定個人情報ファイルを取り扱っている。
③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第123項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事項を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表123項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活文化局私学部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都生活文化局私学部私学振興課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からの提供に限定している。提供された個人番号は、申請者自身によるシステムへの入力誤りを想定し、当該入力された個人番号及び生年月日による住基ネット照会を行うことで、個人番号の真正性を確認している。個人番号が得られない場合には申請者に課税証明書の提出を求めるなど、個人番号を利用しない方法で必要情報を得ている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成21年3月12日	Ⅳ リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	基礎項目評価書の様式が変更されたことに伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報	番号法第19条第7号 別表第二 113項 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第二 113項 番号法第19条第9号	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	表紙	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)及び高等学校等学び直し支援金支給事務(都内私立学校)に係る基礎項目評価書	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る基礎項目評価書	事前	重要な変更
令和5年4月1日	表紙	東京都知事は、私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校等学び直し支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	東京都知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I. 1 ①	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)支給事務(都内私立学校) ・高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)支給事務(都内私立学校)	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)支給事務(都内私立学校)	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I. 1 ②	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第18号)及び東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成二十九年三月三十一日28号私第1779号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる就学支援金・学び直し支援金の支給を行うため、認定審査(税額における要件確認)を実施している。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第18号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる就学支援金の支給事務を実施。当該支援金支給事務内の認定審査(住民税課税標準額等における要件確認)において特定個人情報ファイルを取り扱っている。	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I. 1 ③	高等学校等就学支援金事務システム	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I. 2	・高等学校等就学支援金、学び直し支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	・就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I. 3	番号法第9条第1項 別表第一第91号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一及び第二(予定)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第91項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事項を定める命令第66条	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	I. 4 ②	番号法第19条第8号 別表第二 113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 番号法第19条第9号 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一(予定) ※なお、情報提供については文部科学省の見解を踏まえ行わない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表第二113項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事項を定める命令第58条	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	I. 5 ①	生活文化局私学部私学振興課	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	I. 7	東京都生活文化局私学部私学振興課	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	I. 8	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	Ⅱ. 1	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	重要な変更
令和7年9月12日	I. 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第91項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事項を定める命令第66条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第123項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事項を定める命令第66条	事後	法改正に伴う修正
令和7年9月12日	I. 4 ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表第二113項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事項を定める命令第58条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表123項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表 151の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年9月12日	I. 5 ①	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	I. 7	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	東京都生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	I. 8	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	Ⅱ. 2	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	Ⅱ. 2	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	Ⅳ. 8	(項目新設)	・十分である ・個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からの提供に限定している。提供された個人番号は、申請者自身によるシステムへの入力誤りを想定し、当該入力された個人番号及び生年月日による住基ネット照会を行うことで、個人番号の真正性を確認している。個人番号が得られない場合には申請者に課税証明書の提出を求めるなど、個人番号を利用しない方法で必要情報を得ている。	事後	項目新設による追記
令和7年9月12日	Ⅳ. 11	(項目新設)	(全項目評価を実施しているため、基礎項目評価書における本項目の記載は省略)	事後	項目新設による追記